

議案第 7 号

平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,726千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,228千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月13日提出

木古内町長 大森伊佐緒

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		102,180	△26	102,154
	1 繰 入 金	102,180	△26	102,154
7 町 債		73,700	△4,700	69,000
	1 町 債	73,700	△4,700	69,000
歳 入 合 計		266,954	△4,726	262,228

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		56,591	△4,726	51,865
	1 総 務 管 理 費	56,591	△4,726	51,865
3 公 債 費		97,523	0	97,523
	1 公 債 費	97,523	0	97,523
歳 出	合 計	266,954	△4,726	262,228

## 第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後			償還の方法
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率	
下 水 道 事 業 債	73,700	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で政府 資金及び地 方公共団体 金融機構の 利率の直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	69,000	証 書 借 入 又 証 券 発 行	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で政府 資金及び地 方公共団体 金融機構の 利率の直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 については当 該借入先と協 定するものと する。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利償に 借換えするこ とができる。
計	73,700			69,000			